○農林水産省告示第二千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大井野町字ナカダ三の一・三の四から三の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字横根一一〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字穴田四一六の六八・四一六の六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字尿前一の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の九（国有林）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南都留郡山中湖村山中字大池一四八九の四、一四九四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字栢垣内六九の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字栢垣内六九の一、六九の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字三十場方ブチ四〇六九の八、四〇六九の九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町船津字船津八五の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字横岳前山一一・字西前川山一・三・字東前川山一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字谷子沢一の一五（国有林）、一の一四・一の一五三・一の二一四・一の二一八（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字横岳前山一一・字西前川山一・三・字東前川山一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　水源の涵養

（三）　解除の理由　ダム用地とするため

二（一）　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字谷子沢一の一五（国有林）、一の一四・一の一五三・一の二一四・一の二一八（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

（三）　解除の理由　ダム用地とするため

三（一）　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字尿前一の六・一の一四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

（三）　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市和井内第一地割八の六〇・八の六一（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町南俣字岡ノ下二六七四の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため